

個人住民税

(市町民税・県民税)

特別徴収の事務手引

静岡県では特別徴収義務者の
指定の促進に取り組んでいます



目次

事務手引

個人住民税について	1
特別徴収の義務	1
特別徴収義務者の指定	2
特別徴収の対象になる人	2
給与支払報告書の提出	2
特別徴収税額決定通知書の送付	3
納期と納入方法	4
税額の変更通知	5
退職・休職者の徴収方法	5
異動届などの提出	6
●退職して一括徴収の場合の記載例	6
●退職して普通徴収へ切替えの場合の記載例	7
●転勤等により特別徴収継続の場合の記載例	7
●年度途中における特別徴収への切替え	8
●特別徴収義務者の住所・名称・電話番号等変更届出書	8
退職所得に係る住民税の特別徴収(退職手当)	9
Q&A	11
参考(関係法令抜粋)	17

個人住民税について

静岡県や市町などの地方自治体は、わたしたちが豊かで健康な暮らしができるよう、福祉、保健、教育、消防、ごみ、公園、道路など、日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事をしています。

そのためにはたくさんの費用がかかりますが、この資金はみんなで出し合っていかなければなりません。これが税金です。

なかでも住民税は、わたしたちの日常生活に身近な関わりをもつ静岡県や市町の仕事のための費用を、住民がその能力に応じて分担し合うという性格の税金で、いわば住民として暮らしていくために支払わなければならない会費のようなものといえます。



特別徴収の義務

所得税の源泉徴収義務のある事業者は、従業員の住民税を給与引き去りして納めることが法令で義務付けられています。

給与引き去りによる納入を「特別徴収」といいますが、この手引では、特別徴収義務者として指定された事業者が具体的にどのような事務を行うかを案内していきます。

特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、市町から特別徴収義務者に指定されます。

(給料日の間隔が一月を超える、または給与から住民税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収*は認められません。)

※普通徴収:主として事業所得者などが市町から送付される納税通知によって納める方法。

納期は年4回(通常は6、8、10、1月)ですが、市町によって月は異なります。

特別徴収の対象になる人

前年中(1月1日～12月31日)に課税対象所得があり、本年度住民税の課税が発生する人で、**本年4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている人が対象です。**

給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、給与所得に係る所得税の源泉徴収をする義務のある者は、1月31日までに総務省令で定める**給与支払報告書**を、給与の支払いを受けている人の1月1日現在の住所所在地の市町長に提出しなければならないことになっています。

また、年の途中で退職した人についても提出してください。

※給与支払報告書の提出は、eLTAX(エルタックス/電子申告)の利用が便利です(静岡県外においては一部利用できない市町があります)。

〈eLTAX(エルタックス) に関するお問合せ先〉 電話 0570-081-459 <http://www.eltax.jp>

特別徴収税額決定通知書の送付

住民税特別徴収の徴収期間は6月から翌年5月までの12ヶ月^{*1}を1年として区切られます。毎年5月中に、市町から特別徴収義務者に特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)と納入書、特別徴収のしおり(つづり、手引^{*2})(各種様式)が送付されます。このとき年間の住民税総額と月割額をお知らせしますので、6月の給与から引き去りを開始するための準備をしていただきます。

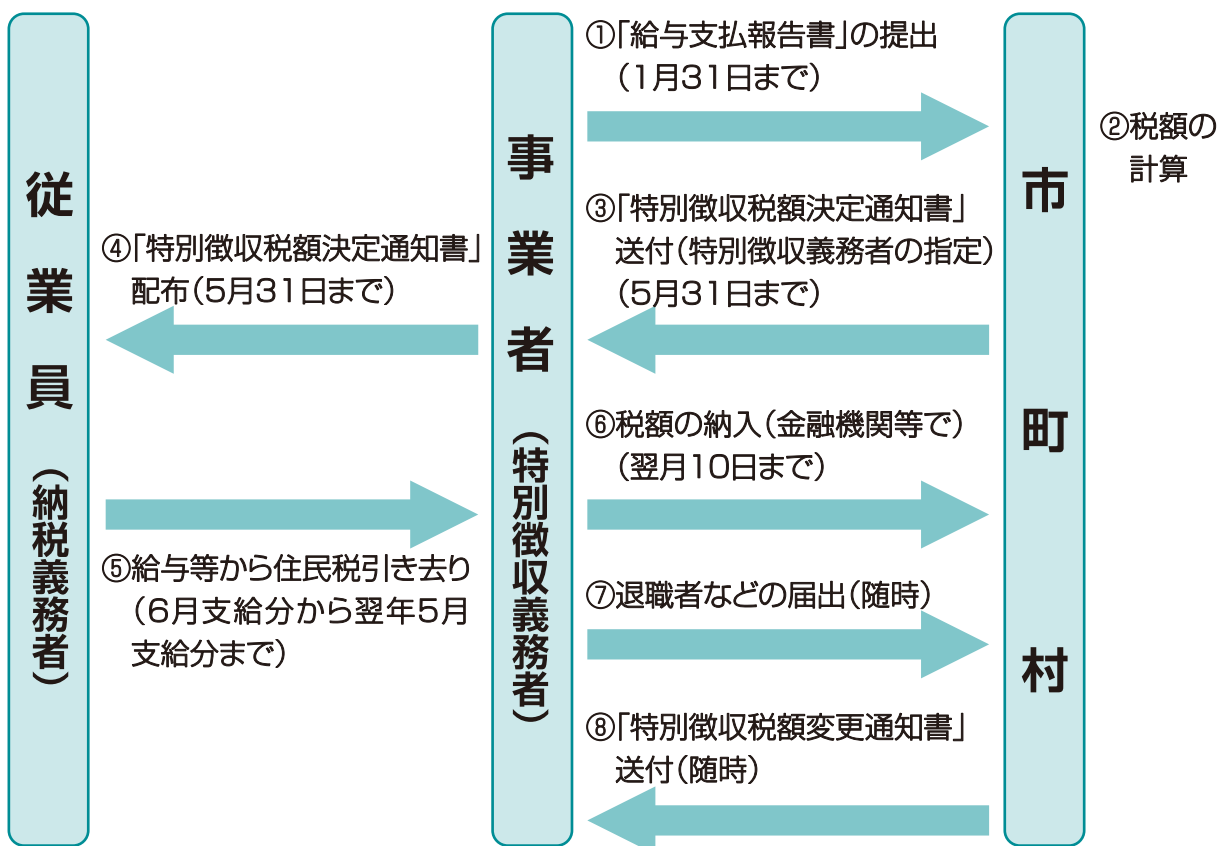
※1 税額が少額の場合、6月のみとなる人もあります。

※2 市町ごとに呼び方は異なります。

所得税と違って、
税額の計算をする手間がないのですね!



個人住民税の特別徴収制度のしくみ



納期と納入方法

納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。

(この日が土曜日・日曜日、または祝日の場合は、その次の平日となります。)

従業員から徴収した税額をそれぞれの市町ごとにとりまとめ、通知書と一緒に送られる納入書で納入します。

郵便局(ゆうちょ銀行)で納入される場合は、各市町で発行する「郵便局指定通知書」が必要になります。

納期の特例(年2回納入)……特別徴収税額の納入の原則は12回の毎月納入を基本としていますが、条件を満たす事業所は申請をすることにより、年2回の納入となる納期の特例を御利用いただけます。

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の事業所で、市町長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間についてはその日の属する月から当該期間の最終月までの期間)

に当該事業所において支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を各期間の最終月(11、5月)の翌月10日までに納入することができます。

※当該市町の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が却下されることがあります。

※特別徴収義務者の法人番号を記載してください。(個人事業主の場合は個人番号を記載しないでください。)

※承認後、給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なくそのこと及び必要な事項を記載した届出書を市町長に提出しなければなりません。

市(町) 民税・県民税特別徴収税額の納期の特例申請書

平成 年 月 日

(あて先) 市(町)長

特別徴収義務者(給与支払者)

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

代表者職氏名 _____

法人番号 _____

特別徴収義務者
指定番号 _____

連絡先担当者 氏名 _____ 電話 _____

〇〇条例第〇条の規定により特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

納期の特例の適用を受けようとする税額	平成 年 月以降に徴収する市(町) 民税・県民税特別徴収税額				
	常時給与の支払いを受ける者		臨時雇用者		
	人員	給与の支払総額 円	人員	給与の支払総額 円	
最近6ヶ月間における月割の支払いを受ける者の人員及び当該給与の金額の明細 (申請市(町)以外から勤務している者を含みます。)	平成 年 月分				
	平成 年 月分				
	平成 年 月分				
	平成 年 月分				
	平成 年 月分				
	平成 年 月分				
現在、市(町)税の滞納がある場合の滞納税額等の内訳	税目	年度	期別	滞納税額 円	
滞納の理由					
申請の前年1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有(平成 年 月 日承認取消) ・ 無				
備考					

市(町)処理欄

税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額変更通知書が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。

退職・休職者の徴収方法

6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって納税義務者本人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申し出又は了解を得て、退職時に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収していただくこともできます。

翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項により、特別徴収できなくなる税額は、本人の申し出がなくても、5月31日までの間に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収することになっています。

(一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。)

※5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

異動届の提出

退職、休職などにより給与の支払いを受けなくなった人がある場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに市町に異動届を提出しなければなりません。

異動届の提出が遅れると、退職者、休職者などの税額が特別徴収義務者の滞納額となったり、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れる結果、納税義務者は一度にまとめて住民税を納付することになりますので必ず厳守してください!

転職(転職)先で特別徴収を継続する場合も提出してください。

P5. **退職・休職者の徴収方法** のとおり、徴収方法が切替わることを納税義務者に伝えてください。なお、一括徴収・普通徴収・特別徴収継続の異動届の書き方については以下のとおりです。

※特別徴収義務者の法人番号(法人の事業所の場合)または個人番号(個人事業主の場合)を記載してください。

※給与所得者の個人番号を記載してください。

●退職して一括徴収の場合の記載例

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市(町) 処理欄 1. 現年度 2. 新年度 3. 隔年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

(あて先) 市(町)長	給(特)別 支(徴)収 義務者 氏名 〒 420-0000 静岡県沼津市一丁目〇番〇号	所在地	フリガナ ユウケンガイシャ マルバツショウウテン 有 限 会 社 ○× 商 店	この届出に係る連絡先 係 氏名 電話 054-000-0000	特別徴収義務者 指定番号 3 0 0 0 0 0 0	宛名番号 0 0 8	受給者番号 (整理番号)		
								代表取締役 〇〇 △△ 法人番号又は個人番号 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
平成×年10月1日 提出	給(特)別 支(徴)収 義務者 フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 11月1日現在の住所 現在の住所	給(特)別 支(徴)収 義務者 旧姓 氏名 生年月日 個人番号 11月1日現在の住所 現在の住所	特別徴収税額 (年額) 121,000	徴収済額 (イ) 円 6 51,000	未徴収税額 (ウ) 円 70,000	異 動 年 月 日 平成 ×年 9月 30日	異動の事由 ①退職 ②転職 ③休職 ④長期欠勤 ⑤死亡 ⑥その他	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (5月分までまとめて徴収) → (B欄記入) 3. 普通徴収 (後期を個人で納付) → (B欄記入)	1月1日から 退職時までの 円 1,890,100 控除社会保 険料額 円 218,000

※ 個人事業者は「法人番号又は個人番号」欄に個人番号を左側1文字空けて記載してください。

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由	徴収予定	一括徴収した税額は
異動が12月31日以前で本人から申出(注1)	徴収予定日 徴収予定額	10 月分 〔納期限 11月11日〕 と合わせて納入します
平成×年9月2日申出	10. 11 50,000	
平成×年1月1日以 降に退職(注2)	10. 25 20,000	70,000
一括徴収できない理由 ① 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。 ② その他		

(注1) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします)
(注2) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。

●転職等による特別徴収届出書 (転職等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。)

月割額	給(特)別 支(徴)収 義務者 フリガナ 氏名 代表者の 職氏名印 法人番号	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号	係 氏名 電話	この届出に係る連絡先	新雇の場合 新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合 指定番号の 事前連絡 要・不要 納入書 要・不要
-----	-------------------------------------------------------------	-----	---	-----------------	---------------	------------	------------------------------------------------------------------------------

◎送付先 〒000-0000
z z 市 z z z z 0000-00 z z 市役所 z z 課
(電話 000-000-0000)

(縦てつための穴あけは各市町の任意とする。)

年度途中で特別徴収に切替える場合や、特別徴収義務者の名称等が変更された場合、以下の届出書を提出してください。

●年度途中における特別徴収への切替え

※平成29年6月以降(平成29年度分以降)に特別徴収を開始する届出からマイナンバーの記載が必要です。

特別徴収義務者の法人番号を記載してください。(個人事業主の場合は個人番号を記載しないでください。)

普通徴収から特別徴収への切替届出書
(兼特別徴収義務者切替依頼書)

(あて先) 市(町)長		〒	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
平成 年 月 日 提出	フリガナ	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号	この届出に係る連絡先 氏名 電話
フリガナ	フリガナ	〒	この届出に係る連絡先 氏名 電話	要・不要
氏名	フリガナ	〒	要・不要	要・不要
生年月日	平成 年 月 日	〒	要・不要	要・不要
1月1日現在の住所	〒	〒	要・不要	要・不要
現在の住所	〒	〒	要・不要	要・不要
異動理由	1. 入社したため 2. 本人から特別徴収に希望があったため 3. その他	普通徴収税額 (円)	普通徴収税額 (円)	未徴収税額 (円)
注意事項	1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができないので、必ず本人が納めるようお願いください。 (普通徴収の納期限は毎月4日あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。) 2. 電報納付を行うが、未納期分については、本人あて送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。 (また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表裏及び納税部分の写しを添付してください。) 3. 指紙が足りない場合は、コピーしてお持ちください。			

市(町)処理欄

●特別徴収義務者の住所・名称・電話番号等変更届出書

※特別徴収義務者の法人番号を記載してください。(個人事業主の場合は個人番号を記載しないでください。)

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

(あて先) 市(町)長		〒	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
平成 年 月 日 提出	フリガナ	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号	この届出に係る連絡先 氏名 電話
フリガナ	フリガナ	〒	この届出に係る連絡先 氏名 電話	要・不要
氏名	フリガナ	〒	要・不要	要・不要
生年月日	平成 年 月 日	〒	要・不要	要・不要
1月1日現在の住所	〒	〒	要・不要	要・不要
現在の住所	〒	〒	要・不要	要・不要
事項	変更前(旧)	変更後(新)		
フリガナ	〒	〒		
所在地	〒	〒		
フリガナ	〒	〒		
方 番	〒	〒		
フリガナ	〒	〒		
名 称	〒	〒		
電話番号	〒	〒		
関係書類送付先 (上記住所と異なる場合は記入してください。)	〒	〒		
変更理由	1. 名称変更 □社名変更 □合併による変更 □旧社名の法人は登記上存続し社名変更 □旧社名の法人は登記上解散し合併された □分割による変更 □その他			
変更の理由を記入してください。	2. 所在地変更 □事務所等が移転(登記簿変更あり) □送付先変更(登記簿変更無し) □その他			
	3. その他 □合併・吸収 □譲渡の一本化 □事務所等の廃止 □事業の休止 □事業の廃止 □その他			
合併・吸収及び分割の場合に記入してください。	合併・吸収・分割先の名称 法人番号	特別徴収義務者 指 定 番 号	有 () ・ 無 ()	納 入 者
	1. 旧特別徴収義務者の指 定 番 号 () を継続使用する。	平成 年 月 分	納 入 者	要・不要
	2. 合併・吸収・分割先の指 定 番 号 () を使用する。理由が2. 3. の場合は、給与所得者 3. 新設に指 定 番 号 を取得する。異動届出書を別途提出してください。	納 入 者	納 入 者	要・不要

市(町)処理欄

退職所得に係る住民税の特別徴収(退職手当)

退職所得に対する個人の住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入(特別徴収)することとされております。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

退職所得にかかる住民税は、毎月給与から引き去りしている分とは分けて考えるんだね!



※納入していただく市町は、退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日現在における退職者の住所が所在する市町です。

<退職所得にかかる税額の計算方法>

同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。

1 退職所得の金額

(1) 退職所得の金額=(収入金額-退職所得控除額) \times 1/2^{※1}

(1,000円未満の端数切捨て)

(2) 退職所得控除額の計算^{※2}

a. 勤続年数が20年以下の場合

40万円 \times 勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)

b. 勤続年数が20年を超える場合

800万円+70万円 \times (勤続年数-20年)

※1 勤務年数などにより適用されない場合があります。

※2 退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記a又はbの金額に100万円を加算した金額が控除されることとなります。

2 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率10%(市町民税6%と県民税4%)を適用して計算します。

退職所得の金額	×	税率(市町民税6%、県民税4%)	
= 特別徴収すべき税額			市町民税、県民税

※特別徴収すべき税額に、100円未満の端数がある場合は、それぞれの100円未満の端数を切り捨てる。(特別徴収すべき税額は100円単位)

3 納入の手続き

退職手当の支払者は、特別徴収した税額を、「市町村民税・道府県民税納入

市町村民税 納入申告書 道府県民税												
市町村長殿										(受付印)		
平成 年 月 日提出												
平成 年 月分			人員			人						
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
特別 徴収 税額	市町村民税											
	道府県民税											
特別 徴収 義務者	住所(居所) 又は所在地											
	氏名 又は名称											
	法人 番号 又は 個人 番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												

申告書」(左記様式)に所要事項を記載し、その申告書をそれぞれの市町長に徴収した月の翌月10日までに提出するとともに、申告した税額を同日までに市役所・町役場、指定金融機関又は収納代理金融機関にて納入書により納入してください。

特別徴収義務者の法人番号(法人の事業所の場合)を記載してください。個人事業主の場合は、記載について各市町の住民税担当課までお問合せください。

納入申告書の例

※左図は省令様式であり、実際の納入申告書の形態は市町ごとに異なります。

※退職所得に係る住民税がないときは提出の必要はありません。

Q&A

Q1 個人住民税の「特別徴収」とは何ですか。

A1 事業者(特別徴収義務者)が従業員(納税義務者)に対して毎月支払う給与から、その年の6月から翌年5月まで個人住民税額(市町民税+県民税)を引き去りし、従業員に代わってその従業員に課税をした市町に納入する制度です。

Q2 今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何が変わったのですか。

A2 地方税法第321条の3及び4の規定により、各市町は、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定することが定められています。法令改正等があったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業者については特別徴収をしていただく必要がありました。

Q3 手間も増えるので特別徴収は行いたくない。市町の仕事の押し付けではないですか。

A3 事務の増加や、従業員の就退職が激しい、経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。要件に該当する事業者を特別徴収義務者に指定し、特別徴収を行っていただくことが地方税法に定められた市町のすべき仕事です。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくために御理解と御協力をお願い致します。

Q4 すべての事業者が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか。

A4 本来、給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある事業者は、原則、個人住民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。静岡県では平成24年度から全県で特別徴収義務者の指定を実施していますが、次の場合については、特別徴収義務者の指定を行わないことがあります。

- ・事業所要件(事業所を特別徴収義務者に指定しないことがある場合)
 - a 給与の支払いを受ける者の合計人数(※)が3人未満
- ・従業員要件(従業員から特別徴収を行わないことができる場合)
 - b 他から支給される給与から個人住民税が引き去りされている。
 - c 毎月の給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない。
 - d 給与が毎月支給されていない(不定期)。
 - e 専従者
 - f 退職者(又は給与支払報告書を提出した年度の3月31日までの退職予定者)

※aの「合計人数」とは、市町単位での人数ではなく、事業所全体の受給者数をさします。ただし、上記の従業員要件に該当する者を除く人数とします。所得税法第184条の規定により常時2人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払いをする者は所得税を徴収して納付することを要しないとなっていることを考慮して、静岡県内の市町においては給与の支払いを受ける者の合計人数が3人未満の場合に特別徴収義務者の指定を行わない(従業員本人が直接納める普通徴収を認める)場合があります。

※詳しくは、各市町の個人住民税担当課までお問合せください。

Q4-2 従業員は家族だけの事業所ですが、特別徴収義務者として指定されますか。

A4-2 従業員が家族のみであることに関わらず、給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある事業所は特別徴収の対象となります。(Q4参照)

Q4-3 給与支払額が93万円以下(※)の従業員が3人だった場合、その事業所は特別徴収義務者として指定されますか。

A4-3 均等割の非課税基準である所得を下回る場合は、非課税であると判断されます。この場合、従業員の給与から徴収する税額がなくとも、原則、特別徴収義務者の指定要件に該当します。しかし、例外として「個人住民税の普通徴収への切替理由書」を提出することにより、給与が少なく税額が引ききれないという理由(Q4の従業員要件cを参照)で、普通徴収とすることが可能になります。

※市町によっては93万円以下によらない場合もあります。詳しくは各市町の住民税担当課までお問合せください。

Q4-4 パートであり、近いうちに退職する予定の従業員でも特別徴収しなければなりませんか。

A4-4 パートやアルバイトなど非常勤従業員であることに関わらず、所得税の源泉徴収義務があり4月1日現在在職されている人はすべて特別徴収の対象となります。しかし、近いうちに退職する予定がある人は、はじめから普通徴収にすることができますので、個人住民税の普通徴収への切替理由書(多くの市町では給与支払報告書の総括表と共に送付されています)を提出してください。手続きについては、各市町の住民税担当課までお問合せください。

Q5 特別徴収の手順はどうなりますか。

A5 ① 毎年1月末までに市町へ給与支払報告書を提出してください。なお、特別徴収の対象とならない従業員がいる場合は併せて、「個人住民税の普通徴収への切替理由書」を提出してください。

② 市町において個人住民税の税額の計算をします。

③ 給与支払報告書提出後、4月1日現在で在籍しなくなった従業員等がいる場合は、4月15日までにその旨を市町長に届け出てください。

④ 事業者に対して、従業員が1月1日現在住んでいた市町から毎年5月31日までに「特別徴収税額決定通知書」が送付されます。

⑤ 特別徴収税額決定通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額(年税額及び毎月の額)が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収(引き去り)してください。

⑥ 徴収(引き去り)した個人住民税は、翌月の10日までに当該市町(又は金融機関・ゆうちょ銀行)に納入してください。

Q6 住民税は事業者が計算しなくてもいいのですか。

A6 退職手当からの特別徴収を除いて、住民税額の計算は、1月末までに事業者から提出していただいた給与支払報告書等に基づき、各市町で行って通知しますので、給与から引き去りする金額を事業者が計算する必要はありません。所得税のように、年末調整をする手間もありません。また、住民税を市町が計算する際の所得控除等は税制改正により年によって変更する場合がありますので、詳しくは各市町の住民税担当課にお問合せください。

Q7 毎月、市町に住民税を納入するのは面倒なのですが、他に方法がありますか。

A7 従業員が常時10人未満である事業所は、市町長の承認を受けて、年12回の特別徴収税額の納期を年2回とすることができます。つまり、6月から11月までの分については12月10日まで、12月から翌年5月までの分については6月10日までに、それぞれ納入することができます。

※当該市町の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が却下されることがあります。

Q8 従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが。

A8 法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員が個々に徴収区分を選択することは認められていません。

Q9 2か所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか。

A9 原則として、前年の給与収入額が大きい方の事業所が特別徴収義務者として指定されますが、双方の事業所及び市町と協議の上でどちらか一方に決定します。

Q10 所得税が発生しなければ個人住民税も発生しませんか。

A10 所得税と個人住民税では税額の計算も異なるので、所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合があります。

Q11 静岡県外から通勤している従業員についてはどうしたらいいですか。

A11 原則としては特別徴収をしなければなりません。他県でもこの取組を始める市町村が増えてきていますので、該当の市町村へお問合せください。

Q12 どうして他都道府県の市町村からは特別徴収義務者として指定されないのですか。

A12 法令で定められているため、本来であれば指定しなければならないことです。他の市町村で指定されていない場合は、指定が漏れている可能性があるため該当する市町村へお問合せください。

Q13 4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切替える手続きはどのようにすればいいですか。

A13 対象となる従業員が事業者を通じて1月1日現在の住所地の市町にその旨を御連絡いただければ、途中からでも特別徴収に切替えることができます。事業所は特別徴収税額決定通知書に同封されている各種様式(「特別徴収のしおり」「特別徴収のつづり」等、市町ごとに呼び方は異なります)のうち「普通徴収から特別徴収への切替届出書」を提出してください。その際に重複納付を防ぐため、新たに就職した従業員から本人あてに送付された普通徴収の納期限を迎えていない納付書を受け取り、添付してください。

Q14 4月に退職した従業員がいます。この従業員が、送られてきた特別徴収税額決定通知書に載っていますが、どのように手続きしたらいいですか。

A14 その方が退職した際に異動届出書の提出がなかったためですので、退職の異動届出書を、特別徴収税額決定通知書を送付した市町に提出してください。

Q15 特別徴収している従業員が退職(休職)する場合、どのような手続きが必要ですか。

A15 退職、休職等により給与の支払いを受けなくなった従業員がいる場合は、速やか(その事由が発生した日の属する月の翌月10日まで)に市町に異動届出書を提出してください。

Q15-2 特別徴収している従業員の退職(休職)により、特別徴収できなくなった残りの税額については、どのようにすればいいですか。

A15-2 特別徴収できなくなった残りの税額については、普通徴収への切替えとなり納税義務者本人に納付していただくこととなりますので、異動届出書には徴収済月を必ず記載してください。ただし、次の場合には普通徴収ではなく特別徴収の方法によります。

①退職後に他の事業所に再就職し、新たな就職先で特別徴収を継続する場合

②6月1日から12月31日までに退職(休職)をした場合で、納税義務者の申し出又は了解を得て、退職時に支払いをする給与又は退職手当等から翌年5月までの徴収予定額を一括徴収する場合

なお、翌年1月1日から4月30日までに退職(休職)をした場合は、本人の申し出がなくても、5月31日までの間に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収をすることになっています。

Q16 個人番号・法人番号は記載しないとイケませんか。

A16 番号法整備法や税法の政省令の改正により、市町村に提出する特別徴収の異動届等にマイナンバー(個人番号)、法人番号を記載することが義務付けられました。したがって、提出する場合には、従業員のマイナンバー(個人番号)、法人番号の記載が必要となります。

Q17 個人番号・法人番号の記載がない場合どうなるのですか。

A17 マイナンバー(個人番号)、法人番号の記載は、法律で定められた義務ですので、正確に記載した上で提出してください。事業所が従業員の個人番号を収集できなかった場合、各市町によって対応が異なることが想定されるため、各市町の住民税担当課までお問合せください。

Q18 個人番号がわからない(給与所得者が個人番号を教えてくれない)場合はどうすればよいですか。

A18 社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、各市町の住民税担当課までお問合せください。

Q19 法人番号がわからない場合はどうしたらいいですか。

A19 法人番号等を確認・利用したい場合には、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」で、法人名及び所在地等から検索することにより、法人番号を確認できます。

Q20 転勤処理する場合に、転勤元の事業所(給与支払者A)が給与所得者のマイナンバーを記載して、転勤先(給与支払者B)に異動届出書を送付しても、マイナンバーの取扱いとして問題はありませんか。

A20 給与支払者Aが本人から提供を受けた個人番号を給与支払者Bに提供することは、給与支払者Aの個人番号関係事務を超えるものと考えられます。この場合、給与支払者Bが本人から番号の提供を受けた後に個人番号を記載してください。

Q21 外国人の従業員が年の途中で退職(休職)後帰国予定ですがどうしたらいいですか。

A21 退職の異動届出書の提出をお願いします。

なお、6月1日から12月31日までに退職(休職)をした場合は、普通徴収への切替えとなり納税義務者本人に納付していただくこととなりますが、利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申し出又は了解を得て、退職時に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収していただくことができます。一括徴収を行わない場合は、納税管理人の選定が必要になりますので、各市町の住民税担当課までお問合せください。翌年1月1日から4月30日までに退職をした場合は、本人の申し出がなくても、5月31日までの間に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収をすることになっています。なお、新年度の個人住民税については、税額が未定であるものの、課税されることが明らかであることから、納税管理人の選定等が必要になりますので出国前にお住まいの市町までお問合せください。(Q15、Q15-2参照)

Q22 年の途中で他市町村に転出した従業員がいますが、手続きは必要ですか。

A22 個人住民税に関係する書類の提出は不要です。また、個人住民税は、その年の1月1日に住所を有していた市町村が課税しますので、今年度については、引き続き該当市町村での課税となります。ただし、転出した日の属する年分の給与支払報告書の提出先は転出先の市町村となりますのでご注意ください。

Q23 事業所(特別徴収義務者)の名称や所在地が変わった場合、どのような手続きが必要ですか。

A23 特別徴収税額決定通知書に同封されている各種様式(「特別徴収のしおり」「特別徴収のつづり」等、市町ごとに呼び方は異なります。)のうち「特別徴収義務者の住所・名称・電話番号等変更届出書」を各市町の住民税担当課まで提出してください。

Q24 特別徴収税額決定通知書に印字されている金額どおりに納入しましたが、納入金額が足りないとのことで督促状が送られてきました。なぜですか。

A24 従業員の就職等により税額が変更されていると思われます。税額の変更があった場合は、市町から「税額変更通知書」が送付されていますので確認をしてください。詳しくは、各市町の住民税担当課までお問合せください。

Q25 納期限より少し遅れてしまったが、納入したのに督促状が送られてきました。なぜですか。

A25 金融機関で支払ってから市町で納入の確認ができるまでに1日から10営業日程度かかってしまいます。また、督促状送付までには発送準備等の準備期間が必要なため、発送数日前に市町で納入を把握している情報で督促状を作成することから、納入していても、督促状作成時点で市町で把握していない分につきましては督促状が送付されてしまいます。

Q26 複数月分を一度に納入する場合に、複数月分を1枚の納入書でまとめて納入してもよいですか。

A26 月分につき1枚で納入してください。また、市町から配布された白紙の納入書を使用する場合は、必ず該当年月や指定番号等の必要事項を記入してください。

Q27 特別徴収を放棄した場合、又は滞納した場合はどうなるのですか。

A27 特別徴収義務者として指定された事業者が、従業員から徴収すべき税額を放棄又は滞納した場合は、特別徴収義務者に対して、原則として納期限後20日以内に督促状が発送されます。督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行うこととなります。

なお、その場合、脱税の罪に問われることもあります。また、事業者として滞納がある場合、特別徴収の対象となっている従業員全員が納税証明書を取得できません。

Q28 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納入できないのですがどうしたらいいですか。

A28 事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預り金であり、事業資金ではありませんので、必ず市町に納入してください。

Q29 普通徴収より特別徴収の方が1回の支払負担が小さくなるのですか。

A29 はい。普通徴収の納期は通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回あたりの納税額の負担が少なくなります。また、納期毎に、納税義務者が金融機関等に出向いて納税する手間が省け、納め忘れがなくなります。

参考(関係法令抜粋)

地方税法

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定によつて特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち所得税法第八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額(同条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額)を合算した額(以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。)を特別徴収の方法によつて徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第三百二十一条の五 前条の特別徴収義務者は、同条第二項に規定する期日までに同条第一項後段(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の十二分の一の額を六月から翌年五月まで、当該期日後に当該通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

所得税法

(源泉徴収義務)

第八十三条 居住者に対し国内において第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

※法令は平成28年4月1日時点のものです。

お問合せ先

担当課等	電話番号
下田市 税務課	0558-22-2218
東伊豆町 税務課	0557-95-6201
河津町 町民生活課	0558-34-1928
南伊豆町 町民課	0558-62-6222
松崎町 窓口税務課	0558-42-3968
西伊豆町 窓口税務課	0558-52-1113
静岡県下田財務事務所管理課	0558-24-2013
熱海市 税務課	0557-86-6142
伊東市 課税課	0557-32-1272
静岡県熱海財務事務所管理課	0557-82-9051
沼津市 市民税課	055-934-4735
三島市 市民税課	055-983-2626
御殿場市 課税課	0550-82-4129
裾野市 課税課	055-995-1810
伊豆市 税務課	0558-72-9854
伊豆の国市 税務課	055-948-2918
函南町 税務課	055-979-8109
清水町 税務課	055-981-8218
長泉町 税務課	055-989-5506
小山町 税務課	0550-76-6102
静岡県沼津財務事務所管理課	055-920-2016

担当課等	電話番号
富士宮市 市民税課	0544-22-1126
富士市 市民税課	0545-55-2734
静岡県富士財務事務所管理課	0545-65-2121
静岡市 市民税課	054-221-1043
静岡県静岡財務事務所管理課	054-286-9120
島田市 課税課	0547-36-7140
焼津市 課税課	054-626-2149
藤枝市 課税課市民税係	054-643-3111 (内線3206・3208)
牧之原市 税務課	0548-23-0035
吉田町 税務課	0548-33-2107
川根本町 税務課	0547-56-2223
静岡県藤枝財務事務所管理課	054-644-9120
磐田市 市税課	0538-37-4826
掛川市 市税課	0537-21-1136
袋井市 税務課	0538-44-3109
御前崎市 税務課	0537-85-1114
菊川市 税務課	0537-35-0912
森町 税務課	0538-85-6308
静岡県磐田財務事務所管理課	0538-37-2214
浜松市 市民税課	053-457-2142
湖西市 税務課	053-576-1218
静岡県浜松財務事務所管理課	053-458-7159

■ 詳しくはホームページで

静岡県 県税のしおり 特別徴収

検索